

第12回 江南市自治基本条例検討委員会会議録(要旨)

開催年月日 平成22年6月30日(水)

場 所 第2委員会室

議題1 (仮称)江南市自治基本条例素案について

議題2 その他

■(仮称)江南市自治基本条例素案について

会長より、本日以降はもとへ戻って再度議論を進めていくことになる。7月15日には議会の特別委員会との懇談会が予定されていることから、本日は議論のための予備的検討として、配付資料を軸に我々の検討結果と比較して進行したい。本日の検討の結果、最後まで完了しない場合は、検討委員会としては懇談会前に再度検討しておきたいと考えている、との説明がされた。

(質疑・意見)

◆第1章 総則

- 自治にこだわってみえる気がしてならない。さまざまな幅広い分野で幅広くまちづくりというのは条例がつけられているので、ぼやけてしまう気がする。一番基本となるのは地方自治であるため、自治という言葉は抜いてはいけないと思う。抜いてしまうと市民は行政に参加するだけになり、基本的な市民の権利とかは認められなくなってしまう気がする。
- 議会で言ってみえる「まちづくり」とはどんな内容なのか。その辺がはっきりしないと変更の理由がよくわからない。全国のいろいろな地域づくりに「まちづくり」という言葉が使われているが本当にさまざまである。なぜ「自治」でなく「まちづくり」にしたいと言ってみえるのかが理解できない。
- 議会の検討委員会の正副委員長と懇談したときに、こちらとしても名称そのものに余りこだわることはないという言い方をした。条例名については、内容の問題ではなくわかりやすいからということである。我々も内容の問題ではなく、表現上はあり得るということだったが、ここの項目では「自治」と「まちづくり」をかなり切り分けている。こうなってくると最初の名称の問題はかなり大きな意味をもってくる。
- 特別委員会の会議にはオブザーバーとして参加しているが、特に「自治」というものを否定するとか、狭めているというような感覚は持っていない。
- 「まちづくり」ではなく、「自治」として出した方が市民にはわかりやすい。「まちづくり」だとわかりにくいのではないか。
- 受けとめ方として、議会の特別委員会では、まちづくりの方がなじみがあるのではないかということである。
- 一般市民の立場から言うと、「まちづくり」の方がわかりやすい気がする。

- 「自治」がわかりにくいから「まちづくり」にした方がよいのではないかということには反対である。既に、57運動、防犯パトロールなど、自治という意識が市民の中に芽生えつつあると感じている。わかりにくいからといって「自治」を外すのではなく、逆に自治という言葉をもっとみんなにわかるように基本条例をつくることを機会にして皆さんに啓発していくことになる。自治という言葉は決してわかりにくいものではない。市政の一端を自分たちが積極的に担っていくと。市長も言われているように、協働の意識を芽生えさせるためには、自治ということをわかるように説明していくことが重要だと思う。ただわかりにくいというような表面的なことではなく、基本的な地方の置かれた状況を考えて、自治ということが積極的にわかるように、これを機会に啓発することが第一ではないか。
- 自治の原則があってその具体的な一分野としてまちづくりの原則があるとの理解がある。自治の基本原則をまちづくりの基本原則にかえるのではなく、自治の原則があってその中のまちづくりという感じがしている。
- 最高規範性のところでも基本条例という言い方が尊重されているが、その後で「市は、他の条例等の制定及び改廃に当たっては、この条例を尊重するものとする。」と「適合性を図ります。」というあたりでちょっと弱くなっている。このあたりできちんと定義しておかなければならない。「まちづくり」を「自治」と同じようにもっと広くするならば、まちづくりの定義をしっかりとっておかないとわかりにくい。
- 「参加が参画に決まっている」断定が成り立つのかとか、第8号の協働について、最初の案から議会が少しずつ違ってきている。まちづくりの原則と自治の原則はどういう関係なのかをはっきりさせる定義がまちづくりにないといけないということである。
- 議会との懇談会で議論し、最終的には市長に答申する。市長側が議会に諮ることになる。懇談会の段階で完全に検討委員会と議会が一緒になることもないし、市長が議会に諮ったときに議会側がどうするかということになる。まだステップはあるが、問題は基本的な理解について、議会側との違いを整理しておかないと後に出てくる。懇談会はどのような流れでいくのか。
- 市の全体運営の中で重要な位置を占めている議会から出していただいている意見であるので、こちらとしても十分尊重して考えの中に入れていくことになる。市民の立場での検討委員会の意見と全く一致させるのが懇談会の趣旨ではなく、相互理解を深めるということで、どうしても埋まらない部分については独自にこちらの案をつくるということがこちらの役割である。こちらの意見を最終的に答申するまでに、なるべく現実に合った程度の高い条文ができるようにということである。
- 市政の主役はあくまでも市民である。行政と議会が一番上ではなく、市民が主役ということが地方自治の基本である。それを踏まえればよい。議決機関と執行機関を軽視しているわけではない。
- 議会側文書の言葉の一つ一つを慎重に議論する必要があるのか、そういう意見もあったという程度でよいのか。
- 意見等については検討委員会の議論に資するものを抽出したものである。委員会と

- しての整理結果が出されているものについては重みのあるものではないかと思う。
- 議会と我々の間の距離を感ずる。議員の言葉の選び方というのが我々と一致しないところがある。市民の意見を代表である議員が幅広く受けとめているのかどうか。幅広い市民の意見を吸い上げようという努力をもっと議員にしてもらいたい。きょうの議論には無理がある。議員の意見をまとめたものについて我々が理論的に反論するにはちょっと準備が足りない。
 - 最初から反論というふうには思っていない。一致できるものについては改善していくと方向でやっている。
 - 基本である自治、まちづくり、そこから既に意見が食い違っている。議論して最後にまちづくりにするか自治基本条例にするかを決めるということだが、ずうっと食い違いが尾を引いていくような気がする。この辺についても議論したい。
 - 委員の中でもいろんな意見がある。そういう意味ではいろんな方がどう受けとめたかを多様に解しておきたい。きょうは結論をまとめるつもりはない。ちょっと無理のある進行だが、中身をこのように理解するという事でお願いしたい。

◆第2章 自治の基本原則

- 最初から基本がこんなに離れているのに検討しても無駄ではないのか。自治とまちづくりの最初のおおもとが離れている。そこからすり合わせるか意見を交換しないと徒労に終わるような気がする。
- 検討結果については後の方で一致する部分もあるかもしれない。少しずつ意見を聴きながら進めたい。

◆第3章 市民、事業者等の権利・責務

- 「市民の責務」という言い方がただ精神論で終わってはいけない。具体的に市民参加や市民運営の制度の規定が必要になってくる段階でそれを担保する形で基本的な原則としての自治基本条例の必要性がクローズアップされてくる。いろいろな制度をつくっていくときに基本条例に戻って、その原則に照らしてつくっていく。そういう考え方、仕組みが大事ではないか。
- 各市のまちづくりの実践を見ると、最近では事業者が積極的にまちづくりに参加している例が多い。まちづくりと言われながら、なぜ事業者等を削除するのか。
- 事業者等を市民の方に含めると定義するならばここは必要ないという趣旨だと思う。

◆第4章 協働によるまちづくりの推進

- 「まちづくり組織の設置」との意見があるが、設置についてはこの委員会としてはどのように考えたらよいか。
- 協働のまちづくりについては、毎年、市の方からそのような団体、組織に対して補助金を交付する事業が既に行われている。
- 「まちづくり組織の設置や、その活動の支援に努めます」というのは、市民から提

案されたものに対し、行政として妥当なのかという意見はある。情報とか組織づくりとか、前向きのやり方についての市の支援は重要なものになる。「その活動の支援に努めます」というのはこれでよいと思う。

- 「まちづくり組織の設置や、その活動の支援に努めます」と読むのか、あるいは、「まちづくり組織の設置を支援します」と読むのか。私たちがやっているのは、設置も支援していただいているのが現状である。活動だけではないと思う。
- 「設置や、」を「設置や」にすれば支援につながるかもしれない。まちづくり活動での対等性になる、年齢、性、国籍はいちいち上げることはない。こちらの議論は、強調すべき大事なことはたとえほかにあっても上げるということによってやってきたつもりである。
- この後のまちづくり組織論は、将来の子供の条例をつくったときの先取りみたいなことまで含むのか、単なる自主的な小さなまちづくりということだけなのか。自治体との関係みたいなものもあるので、これから江南市がどのようにまちづくり組織を地域ごとにつくっていくのかという展望の話になる。条例は抽象的でもいいが、下の解説のところでこういうことを意味しているとしておけばいろんなものが全部入ってくる。条例に全部含めようと思うと言葉の問題にもなる。まちづくり組織の問題も先においてはこういう例もあるということまでを解説でやっていく場合もある。事業者の役割がどこかにちゃんと入っておれば問題ない。
- 名称もまちづくりにしたいというのが市民にとってわかりやすいものにするのであれば、解説を見ないとわからないものよりも条文を読めばわかる方が市民にとっては親切だし、つくる意味がそこにある。突然、市民にとって条例をつくりましてと言っても、わかるような条文でないと勝手につくったようになってしまう。まちづくり条例を本格的にやろうとしたら、その条例の中に都市内分権の自治組織の規定がないと、分権の対象となるものが何かということがないとまちづくり条例も従来のものでしかない。最初の頃の議論で、自治基本条例というのは行政や議会がどうあるべきかということの規定するものであり、住民のことを書くのはおかしいというのがある。市民にアピールするときには、市民が参加するものも書き込みたいというのがあって、そういう点では自治基本条例の純粹版ではない。まちづくり条例の基本的な中身があるかということとそれもない。

◆第5章 市政運営の原則

- 自治基本条例の中にまちづくりがあると。自治基本条例とまちづくり条例はイコールにならないということを理解しないといけない。自治基本条例がなかったらまちづくりのまちの活性化だけを考えているならニュアンスが違うと思う。

◆第6章 議会・市長及び市の執行機関・市職員の責務

- ある自治体では議会の条例をつくっている。そのときに自治基本条例をもとにこれをつくるという位置づけであればいいのではないか。我々が今やっている自治基本条例をここで担保していただけると明確になる。委員会としての整理結果は「尊重

する」という言い方をしているが、「上位規範に修正」とか「最高規範という言い方は問題ない」との意見もある。このあたりを踏まえてやると、基本条例であることが議会との関係ではっきりしてくる。我々の条例の趣旨をベースにさせていただくと明確になる。

- 議会の機能を書き込んでいくと、まちづくりの枠を外れて市政にかかってしまう。
- 自治体運営の理念的なものを決めるのが自治基本条例である。基本理念は自治基本条例でうたったことが担保されていないとだめであり、多少難しくなってもつくるべきである。言葉は理念の問題だからどうしても難しくなってしまう。各地域で説明会をやるなり、繰り返し自治基本条例の位置づけを市民に対してよく啓発するという努力をしていけばいいのではないか。

◆第7章 住民投票制度

- 住民投票をやろうとすると、よほどの覚悟が必要だし、それなりの法的な枠の中でしかできない。もう少しオープンな考え方もよいのではないか。住民投票制度があるということは、行政も議会も自分の姿勢を正すという指針にもなる。公正な議会、行政活動を行っていくうえでも必要だと思う。
- 江南市は10万市民で地域も広い。住民によっては抱える問題も違うし、これから住環境とかいろんな問題について個々に変わったことが起きたときに、市全体では取り組まないようなことでも、その地域の人たちが必要だと思えば意思を表明できるとして住民投票を入れたいと思った。住民が必要と思えば意思表示をするという形で。それを参考にして行政も議会も考えてほしいということである。一つの権利擁護というか、住民救済というか。それを含めての住民投票を考えていきたい。

■その他

- 次回（第13回）の検討委員会は、7月14日の午前9時30分に開催することとされた。

なお、第14回の検討委員会は、江南市議会まちづくり基本条例特別委員会との合同懇談会として、7月15日の午前9時30分に開催することとされた。